

京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和54年達示第11号。以下「規程」という。）<u>第6条の規定に基づき、実験廃液・廃棄物（京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に特別管理廃棄物を含むものに限る。以下同じ。）の管理及び処理等の実施に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別管理責任者の指名に係る報告)</p> <p>第3条 規程第4条第4項に規定する特別管理責任者の指名に係る報告は、<u>別記様式1</u>により行うものとする。</p> <p>(処理基準)</p> <p>第4条 規程第5条の総長が定める実験廃液等の<u>処理基準は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>(処理方法)</p> <p>第5条 実験廃液・廃棄物の処理方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 部局等の長が環境安全保健機構（以下「機構」という。）にその処理を依頼した実験廃液のうち、<u>有機廃液については別表第1、無機廃液については別表第2に定める処理基準を満たすもの</u> 機構における学内処理</p> <p>(2) 部局等の長が機構にその処理を依頼した実験廃液・廃棄物（前号に掲げる実験廃液を除く。）のうち、機構長が外部委託が適切であると認めるもの 機構が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>(3) 部局等の長が当該部局等での外部委託が適切</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和54年達示第11号。以下「規程」という。）<u>第7条の規定に基づき、実験廃液・廃棄物（京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に特別管理廃棄物を含む実験廃液及び廃棄物をいう。ただし、実験廃液にあつては化学物質を含むものに限る。以下同じ。）の管理及び処理等の実施に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(特別管理責任者の指名に係る報告)</p> <p>第3条 規程第4条第4項に規定する特別管理責任者の指名に係る報告は、<u>別記様式</u>により行うものとする。</p> <p>(貯留基準)</p> <p>第4条 規程第6条の総長が定める実験廃液の<u>貯留基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の規定による排水基準を満たさない実験廃液は、下水道に排出せず、貯留する。</u></p> <p>(2) <u>実験廃液は、性状別に容器に貯留する。</u></p> <p>(3) <u>実験廃液のうち、無機廃液は、別表の貯留区分に従い、性状別にそれぞれ指定容器欄に掲げる容器に貯留する。</u></p> <p>(4) <u>実験廃液のうち、有機廃液（可燃性の有機廃液又は有機物を含んだ廃希薄水溶液）は、学外の産業廃棄物処理業者との廃棄物処理委託契約に従い、分別貯留する。</u></p> <p>(5) <u>実験で使用した実験器具を洗浄するときは、原則として三次洗浄廃液までは下水道に排出せず、性状別に容器に貯留する。</u></p> <p>(処理方法)</p> <p>第5条 <u>規程第6条の総長が定める実験廃液・廃棄物の処理方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 部局等の長が環境安全保健機構（以下「機構」という。）にその処理を依頼した実験廃液のうち、<u>無機廃液については別表に定める適合基準を満たすもの</u> 機構における学内処理</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) }</p>

改 正 前	改 正 後						
<p>であると認める実験廃液・廃棄物のうち、機構長の確認を得たもの 部局等が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>2・3 (略) (指導員)</p> <p>第6条 実験廃液・廃棄物の発生部局等の長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる処理を行うときは、当該処理方法の種類に応じ、次の各号に掲げる指導員若干名を置くものとする。</p> <p>(1) 第1号の処理 廃液処理指導員 (2) 第2号の処理 廃液・廃棄物情報管理指導員</p> <p>2 (略) (外部委託処理に係る報告)</p> <p>第7条 部局等の長は、実験廃液・廃棄物の処理を学外の産業廃棄物処理業者に委託したときは、別記様式2により記録を作成する。</p> <p>2 (略) (中 略)</p> <p>別表第1 (有機廃液の処理基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯留指定容器 区分</th> <th>適合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃機構指定の10 性有機ポリ容器 機廃 (赤色容器又は 液 赤色ステッカー を貼り付けた白 色容器)</td> <td>1 C, H, O, N, S, ハロゲンからなる有機化合物の廃液であること 2 発熱量が20000J/g以上で自燃性を有するもの 3 水分が20%以下のもの 4 ハロゲンが15%以下、窒素3%以下、硫黄2%以下、沸点50℃以下の成分が5%以下のもの 5 塩酸、硫酸、硝酸等の腐食性物質を含まないもの 6 沈澱や懸濁粒子を含まない液体で、粘度が20センチポワズ以下であるもの 7 それ自身で又は混合によって爆発または発火するおそれのないもの 8 著しい悪臭を持たないもの</td> </tr> <tr> <td>廃希機構指定の10 薄水ポリ容器 溶液 (赤色容器又は</td> <td>1 有機物が5%以下のもの 2 廃希薄水溶液の持ち込み量は、同時に処理する可燃性有</td> </tr> </tbody> </table>	貯留指定容器 区分	適合基準	可燃機構指定の10 性有機ポリ容器 機廃 (赤色容器又は 液 赤色ステッカー を貼り付けた白 色容器)	1 C, H, O, N, S, ハロゲンからなる有機化合物の廃液であること 2 発熱量が20000J/g以上で自燃性を有するもの 3 水分が20%以下のもの 4 ハロゲンが15%以下、窒素3%以下、硫黄2%以下、沸点50℃以下の成分が5%以下のもの 5 塩酸、硫酸、硝酸等の腐食性物質を含まないもの 6 沈澱や懸濁粒子を含まない液体で、粘度が20センチポワズ以下であるもの 7 それ自身で又は混合によって爆発または発火するおそれのないもの 8 著しい悪臭を持たないもの	廃希機構指定の10 薄水ポリ容器 溶液 (赤色容器又は	1 有機物が5%以下のもの 2 廃希薄水溶液の持ち込み量は、同時に処理する可燃性有	<p>2・3 (同 左) (指導員)</p> <p>第6条 実験廃液・廃棄物の発生部局等の長は、前条第1項各号に掲げる処理を行うときは、当該処理方法の種類に応じ、次の各号に掲げる指導員若干名を置くものとする。</p> <p>(1) (同 左) (2) 第2号及び第3号の処理 廃液・廃棄物情報管理指導員</p> <p>2 (同 左) (外部委託処理に係る報告)</p> <p>第7条 部局等の長は、実験廃液・廃棄物の処理を学外の産業廃棄物処理業者に委託したときは、機構長が別に定める様式により記録を作成する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、平成29年10月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p>
貯留指定容器 区分	適合基準						
可燃機構指定の10 性有機ポリ容器 機廃 (赤色容器又は 液 赤色ステッカー を貼り付けた白 色容器)	1 C, H, O, N, S, ハロゲンからなる有機化合物の廃液であること 2 発熱量が20000J/g以上で自燃性を有するもの 3 水分が20%以下のもの 4 ハロゲンが15%以下、窒素3%以下、硫黄2%以下、沸点50℃以下の成分が5%以下のもの 5 塩酸、硫酸、硝酸等の腐食性物質を含まないもの 6 沈澱や懸濁粒子を含まない液体で、粘度が20センチポワズ以下であるもの 7 それ自身で又は混合によって爆発または発火するおそれのないもの 8 著しい悪臭を持たないもの						
廃希機構指定の10 薄水ポリ容器 溶液 (赤色容器又は	1 有機物が5%以下のもの 2 廃希薄水溶液の持ち込み量は、同時に処理する可燃性有						

改正前		
赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	機	機廃液と併せて、発熱量が20000J/g以上に保たれる範囲であること

改正後

別表第2 (無機廃液の処理基準)

貯留区分	指定容器	適合基準
一般重金属系廃液	機構指定の20Lポリ容器(青色)	1 処理の障害となる有機化合物を含まないもの 2 著しい悪臭を持たないもの 3 著しく発泡する物質を含まないもの 4 沈殿、懸濁粒子又は金属水銀を含まないもの 5 ベリリウム、セレン、タリウム、オスミウムの化合物を含まないもの 6 危険・猛毒物質(ニッケル、カルボニル、アルキルアルミニウム等)を含まないもの 7 それ自身で又は混合によって爆発又は発火するおそれのないもの
水銀系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	一般重金属系廃液に同じ
シアン系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	一般重金属系廃液に同じ
フッ素系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	一般重金属系廃液に同じ
リン酸系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	一般重金属系廃液に同じ

(備考) なお、表中2つ以上の貯留区分に該当する場合は、多重の処理を要する。

別表 (無機廃液の適合基準)

廃液系別	貯留区分	指定容器	適合基準 (*2)
	(*1)		
水銀系廃液	有機水銀	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	・金属水銀や固形のアマルガムなどを含まないこと ・有機水銀系では、特に塩化物の混入を避けること
	無機水銀	同上	
シアン系廃液	シアン錯化合物	同上	・常にアルカリ性に保ち、酸性廃液に混入しないこと
	シアン化合物	同上	・可能な限り原点処理を行うこと
リン酸系廃液	リン酸塩	同上	・可能な限り重金属の混入を避けること
フッ素系廃液	フッ素化合物	同上	・可能な限り重金属の混入を避けること
一般重金属系廃液	一般重金属	機構指定の20Lポリ容器(青色)	・ベリリウム、オスミウム、タリウムその他健康障害をおこす金属の塩類を含まないこと
	酸	同上	・カコジル酸の混入は避けること
	アルカリ	同上	・有機物、リン酸、ケイ酸、アンモニアの混入は、できるだけ避けること

*1: 表中2つ以上の貯留区分に該当する場合は、多重の処理を要する。

*2: 表中の適合基準欄に掲げるもののほか、すべての貯留区分に共通する適合基準として、以下を満たすこと

- ・処理の障害となる有機化合物を含まないもの
- ・著しい悪臭を持たないもの
- ・著しく発泡する物質を含まないもの

改正前	改正後
<p>様式1 <u>（略）</u></p> <p>様式2 <u>（別 添）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>沈殿、懸濁粒子又は金属水銀を含まないもの</u> ・<u>ベリリウム、セレン、タリウム、オスミウムの化合物を含まないもの</u> ・<u>危険・猛毒物質（ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等）を含まないもの</u> ・<u>それ自身で又は混合によって爆発又は発火するおそれのないもの</u> <p>様式 <u>（別 添）</u></p> <p>[削 除]</p>

平成 年 月 日

特別管理責任者設置届

京都大学総長 殿

部 局 等 の 長
氏

この度、本研究科(研究所等)に特別管理責任者を設置しましたので、報告します。

特別管理責任者 氏 名	
所 属 部 局 等	
処 理 対 象 部 局 等	
処 理 対 象 専 攻 等	
任 命 期 間	
管 轄 する 特 別 管 理 廃 棄 物 の 種 類	
そ の 他 特 記 事 項	

(備考)

1. 「処理対象部局等」及び「処理対象専攻等」は当該特別管理責任者が責任を負う特別管理廃棄物の排出元のことである。
2. 「管轄する特別管理廃棄物の種類」については、廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥、PCB、石綿、水銀、感染性廃棄物の中から記載する。
3. 本届出と同時に当該部局等の監督官庁に特別管理産業廃棄物管理責任者(設置・変更)報告書を提出して下さい。